

議会基本条例 条文案

【第4章 市民と議会の関係】 広報広聴機能

A案	議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。
B案	議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるよう広報広聴機能の充実に努めるものとする。 2 広報広聴機能を効果的に発揮するため、議会に広報広聴委員会を置く。

※ 旭川市では以下の条文あり。

【市民との意見交換】

議会は、政策形成に市民意思を反映させるため、市民との意見交換の場を設けるものとする。